

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和2年6月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
直江津保育園	上越市西本町四丁目 17番6号	遊戯室	340.40	平成31年4月1日

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
上越市市民交流施設 高田城址公園オーレ ンプラザ （旧上越市市民交流 施設高田公園オーレ ンプラザ）	上越市本城町8番1 号	ホール スタジオ 多目的室 研修室 会議室	661.80 158.90 63.30 62.40 45.70	令和2年4月1日

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
古城保育園	上越市港町一丁目30 番12号	遊戯室	124.00	平成31年4月1日
中央保育園	上越市中央二丁目3 番36号	遊戯室	83.00	平成31年4月1日
越柳地区研修センター	上越市三和区越柳 1429番地	会議室	49.60	令和2年4月1日
三和北部地区農業振 興センター	上越市三和区越柳 1825番地1	会議室	64.60	令和2年4月1日
下名立地域生涯学習 センター	上越市名立区杉野瀬 9番地	体育館	548.00	令和2年4月1日